

## 申 告 手 続 き

### 申告が必要な人・申告に必要なもの

	所得税（確定申告）	市 県 民 税
申告が必要な人	<p><b>事業所得や不動産所得などがある場合</b> 平成18年分の各種の所得金額の合計額から、基礎控除その他の所得控除額を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額と定率減税額を差し引いてなお残額のある人。</p> <p><b>給与所得者の場合</b> 給与所得者の大部分の人は、「年末調整」により所得税が精算されますので、申告をする必要はありません。しかし、次のような人は申告をしなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与の収入金額が2,000万円を超える人</li> <li>・給与や退職所得以外の所得が20万円を超える人</li> <li>・給与を2か所以上からもらっている人など</li> </ul> <p>医療費控除や寄付金控除など各種控除を追加する場合や年の途中で退職して年末調整が済んでいない人は申告が必要です。</p> <p><b>年金所得者の場合</b> 平成18年分について、所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から定率減税額を差し引いてなお残額のある人。</p> <p>医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除を受ける人は申告が必要です。</p> <p><b>住宅借入金等特別控除を受ける場合</b> 平成18年中に住宅の新築および購入、中古住宅の購入、増改築等を行った人で一定の要件を満たしている人は還付を受けるための申告ができます。</p>	<p>今年1月1日現在岡山市・瀬戸町・建部町に住んでいた人で、平成18年中（平成18年1月1日～12月31日）のすべての所得金額が35万円を超えた人。</p> <p>（給与収入では100万円、年金収入では65歳以上の人は155万円・65歳未満の人は105万円を超える場合です）</p> <p>ただし、扶養のある人は{35万円×[1+扶養親族の数]+21万円}を超えた人。</p> <p>所得税の確定申告をした人や給与以外に所得がなく年末調整された人はあらためて市県民税申告をする必要はありませんが、次のような人は申告の必要があります。</p> <p>給与以外に不動産・農業・一時（生命保険満期返戻金など）などの所得があり、それらの所得が20万円までの人（20万円を超えると所得税の確定申告が必要です）</p> <p>日給で働いている人など給与の支払者から市へ給与支払報告書の提出がなかった人</p> <p>年途中で退職した人など年末調整をしていない人や年金受給の人で医療費控除や社会保険料控除・生命保険料控除など各種控除を加える場合（所得税が源泉徴収されている人で所得税の還付を希望する人は確定申告が必要です）</p>
申告に必要なもの	<p>認印</p> <p>確定申告書・市県民税申告書が届いている人はその申告書</p> <p>給与や公的年金などのある人は源泉徴収票の原本</p> <p>医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険金・療養費などで補てんされた金額の明細書、寝たきりで治療を受けている人のおむつ使用証明書など</p> <p>国民健康保険料等の領収書・証明書等で支払金額の分かるもの</p> <p>国民年金保険料および国民年金基金の掛金の支払いがある人は控除証明書など</p>	<p>生命保険料・損害保険料の控除を受ける人は支払保険料控除証明書</p> <p>住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、家屋の登記事項証明書、請負契約書の写し、売買契約書の写しなどで、家屋の取得年月日・床面積・取得価額等を明らかにする書類や住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など（増改築の場合には増改築工事証明書など）</p> <p>還付金を受ける人は、受ける人名義の預貯金の口座番号などの分かるもの</p>

雑損控除・寄付金控除を受ける人は、税務署などにお問い合わせください。

### 自宅やオフィスで申告書作成

## インターネットをご利用ください！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で所得税の確定申告書などが作成できます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれば、所得税の確定申告書、消費税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書などは、プリンタで印刷すれば、窓口や郵送でそのまま提出できます。また、国税庁ホームページで申告に関する各種用紙のダウンロードもできます。ご利用条件などの詳細は、画面でご確認ください。

## 国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Taxは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請、届出などの手続きができる便利なシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告等データをe-Taxに引き継いで電子申告することができます。

e-Taxを利用するには事前に市役所窓口での電子証明書の取得が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。